

『続日本紀』の渤海国王からの国際文書の周辺記事

奥 田 尚

International Relations between Pohai and Japan in "Shokunihongi"

Hisashi Okuda

はじめに

古代日本の国際関係の理解については、石母田正の提起した「東亜の小帝国」論が有力な仮説として存在する。石母田は「日本古代における国際意識について―古代貴族の場合―」の論文において、四世紀以前／五世紀から九世紀／一〇世紀以降の三時期に区分し、五世紀から九世紀の日本貴族の国際意識を「東亜の小帝国」の形成にあると論じた。国際関係に限定すれば、「一方では、朝鮮諸国家を朝貢国として隷属させようと試みながら、他方ではそれらとならんで中国に朝貢するという複合的な支配・被支配

配の秩序」という関係が「東亜の小帝国」の内実である。^①なおこの論文では石母田は、支配者つまり貴族層の意識を全般の状況から検討しているが、その存在の具体相については論じていない。

石母田がその具体的な存在について実証しようとした論文は、「天皇と『諸蕃』―大宝令制定の意義に関連して―」である。^②この論文はその副題に示されるように、大宝令の制定に上述の貴族層の国際意識がどう反映されているかの実証を基本としたものである。この基本を補強するために『日本書紀』や『続日本紀』（以下『続紀』と略す）などの諸記事が引用されているが、それらの史書の諸記事自体の語る日本をめぐる国際関係そのものの検討は行なわれていない。石母田の依拠した主要史料は、大宝令の条

文であったことを注意しておきたい。

石母田の提起を受けて、さらに権力者の国際意識の具体的な存在を実証的に検討した業績は、鈴木靖民の「奈良時代における対外意識——『続日本紀』朝鮮関係の検討——」である。鈴木は「奈良時代における朝鮮観を中心とする対外意識を『続日本紀』などによって実証的に再検討し、そこに形成される感覚・思想の拠つて来たところに言及したい」と論文の目的を述べ、『続紀』の対朝鮮関係記事から主要な二三記事を抽出して検討を加えた。⁽³⁾鈴木が検討の対象としているのは「日本古代の支配者層の対朝鮮意識ないし対外意識」であり、そうした巨視的な視点で『続紀』に対する鈴木の史料批判は行なわれている。

巨視的な立場からは正当な鈴木『続紀』の史料批判も、やや微視的な立場に立てば問題が生じる。『続紀』は原史料を羅列した史料ではなく、一定の目的によって編纂の手を加えられた、二次的かつ政治的な色彩の濃い史料である。巨視的観点からみて日本古代の支配者層に「東亜の小帝国」といった意識があるとすれば、必ずやその意識は『続紀』の諸記事を通き、その意識に基づいて編纂の手が加えられているはずである。かかるやや微視的な分析視角に基づけば、「東亜の小帝国」意識による記述の歪みを除外しなければ、『続紀』からは支配者層の持つていた対外意識の具体相が正しくは抽出できないことになるからである。

巨視的な立場からは『続紀』編者の対外意識が加味された記事を、鈴木のようにそのまま支配者層の対外意識とみなすことは可

能であるが、やや微視的な観点からはまず『続紀』編者の対外意識による記事の歪みを是正しなければ、支配者の対外意識の具体相が正しく捉えられないことになる。もとより小稿ではとうていその全体を究明することは無理であるから、問題をまず『続紀』の諸記事に歪みのあることの検証にしばらく、かつ分析の対象を渤海国王から日本国王へ送られた国際文書の周辺記事に限定し、以上に述べた方向で具体的な史料批判を行なってみよう。

一 主要史料の提示

『続紀』所載の渤海使の「方物」(「信物」を含む)の納入に関する全記事と、後の説明に必要なその周辺記事を提示したい。説明の便宜のために、「方物」納入記事ごとに符号を替え、周辺記事のある場合には同一符号に番号を付すこととしたい。

A 神龜五年一月一七日条

天皇御中宮。高齊德等上其王書并方物。其詞曰。武芸啓。山河異域。国土不同。延曉風猷。但増傾仰。伏惟。大王。天朝受命。日本開基。奕葉重光。本枝百世。武芸恭当列国。濫惣諸蕃。復高麗之旧居。有扶余之遺俗。但以天崖路阻。海漢悠々。音耗未通。吉凶絶問。親仁結援。庶叶前經。通使聘隣。始乎今日。謹遣寧遠將軍郎將高仁義。游將軍果毅都尉徳周。別將舍航等廿四人。齎狀。并附貂皮三百張奉送。土宜雖賤。

用表献芹之誠。皮幣非珍。還慚掩口之謂。主理有限。披瞻末期。時嗣音微。永敦隣好。

B 天平一一年二月一〇日条

渤海使己玆蒙等拜朝。上其王啓并方物。其詞曰。欽茂啓。山河杳絕。国土寬遙。佇望風猷。唯增傾仰。伏惟。天皇。聖觀至德遐暢。奕葉重光。沢流万姓。欽茂恭繼祖業。濫愆如始。義洽情深。每脩隣好。今彼国使朝臣広業等。風潮失便。漂落投此。每加優賞。欲待來春放廻。使等貪前。苦請乃年帰去。訴詞至重。隣義非輕。因備行資。即為發遣。仍差若忽州都督胥要德等充使。領広業等令送彼国。并附大虫皮・熊皮各七張。豹皮六張。人參三十斤。密三斛進上。至彼請檢領。

C 勝宝五年五月二五日条

渤海使輔国大將軍慕施蒙等拜朝。并貢信物。奏稱。渤海王言。日本照臨天皇朝。不賜使命。已經十余歲。是以。遣慕施蒙等七十五人。齎国信物。奉獻闕庭。

D 宝字三年一月三日条

帝臨軒。高麗使揚承慶等貢方物。奏曰。高麗国王大欽茂言。承聞。在於日本照臨八方聖明皇帝。登遐天宮。攀号感慕。不能默止。是以。差輔国將軍揚承慶。帰徳將軍揚泰師等。令齎表文并常貢物入朝。(統いて「詔曰。高麗国王遙聞先朝登遐

天宮。不能默止。使揚承慶等來慰。(後略)」との日本の詔がある。)

E 1 宝字三年一〇月一八日条

迎藤原河清使判官内蔵忌寸全成。自渤海却廻。海中遭風。漂着对馬。渤海使輔国大將軍兼將軍玄菟州刺史兼押衙官開国公高南申相隨來朝。其中台牒曰。迎藤原河清使愆九十九人。大唐祿山先為逆命。思明後作乱常。内外騷荒。未有平珍。即欲放還。恐被害殘。又欲勒還。慮違隣意。仍放頭首高元度等十一人。往大唐迎河清。即差此使。同為發遣。其判官全成等並放帰郷。亦差此使隨往。通報委曲。

E 2 宝字四年一月五日条

帝臨軒。渤海国使高南申等貢方物。奏曰。国王大欽茂言。為献日本朝遣唐大使特進兼秘書監藤原朝臣河清上表并恒貢物。差輔国大將軍高南申等。充使入朝。(統いて「詔曰。遣唐大使藤原河清久不来帰。所鬱念也。而高麗王差南申令齎河清表文入朝。王之款誠。実有嘉焉」との日本の詔がある。)

F 1 宝字五年一〇月二二日条

以武蔵介從五位下高麗朝臣大山為遣高麗使。

F 2 宝字七年一月三日条

高麗使王新福貢方物。

F 3 宝字七年一月七日条

帝御閣門。授高麗大使王新福正三位。副使李能本正四位上。判官楊懷珍正五位上。品官着緋達能信從五位下。余各有差。賜國王及使僉人已上祿亦有差。宴五位已上及蕃客。奏唐樂於庭。賜客主五位已上祿各有差。

F 4 宝字七年一月一七日条

帝御閣門。饗五位已上及蕃客。文武百官主典已上於朝堂。作唐吐羅。林邑。東国。隼人等樂。奏内教坊踏歌。客主主典已上次之。賜供奉踏歌。百官人及高麗蕃客綿有差。高麗大使王新福言。李家太上皇少帝並崩。広平王攝政。年穀不登。人民相食（以下、唐の情勢が続くが省略）。

F 5 宝字七年二月四日条

太師藤原惠美朝臣押勝設宴於高麗客。詔遣使賜以雜色袷衣卅櫃。

G 1 宝龜三年一月三日条

天皇臨軒。渤海国使青綬大夫壹万福等貢方物。

G 2 宝龜三年一月一六日条

先是。責問渤海王表無礼於壹万福。是日。告壹万福等曰。万福等。实是渤海王使者。所上之表。豈違例無礼乎。由茲不収其表。万福等言。夫為臣之道。不違君命。是以不誤封函。輒用奉進。今為違例。返却表函。万福等实深憂慄。仍再拜抛地而泣更申。君者彼此一也。臣等帰国必応有罪。今已參渡在於聖朝。罪之輕重無敢所避。

G 3 宝龜三年一月一九日条
却付渤海国信物於壹万福。

H 1 宝龜七年二月二日条

渤海国遣献可大夫司賓少令開国男史都蒙等一百八十七人。賀我即位。并赴彼国王妃之喪。比着我岸。忽遭惡風。柁折帆落。漂没者多。計其全存。僅有四十六人。便於越前国加賀郡安置供給。

H 2 宝龜八年四月二日条

渤海使史都蒙貢方物。奏曰。渤海国王。始自遠世供奉不絶。又国使壹万福帰来。承聞。聖皇新臨天下。不勝歡慶。登時遣献可大夫司賓少令開国男史都蒙入朝。并載荷国信。拜奉天闕。〔続いて「詔曰。現神ト大八洲国所治ス天皇大命ヲマト詔大命ヲ聞食ト宣。（後略）」との日本側の詔がある。〕

H 3 宝龜八年四月二七日条

天皇臨軒。授渤海大使献可大夫司賓少令開国男史都蒙正三位。（中略）。賜国王祿。具載勅書。史都蒙已下亦各有差。

I 1 宝龜一〇年一月五日条

渤海使張仙寿等献方物。奏曰。渤海国王言。聖朝之使高麗朝臣殿嗣等失路漂着遠夷之境。乗船破損。帰去無由。是以。造船二艘。差仙寿等。随殿嗣令人朝。并載荷献物。拜奉天朝。

I 2 宝龜一〇年一月七日条

宴五位以上及渤海使仙寿等於朝堂。賜祿有差。詔渤海使曰。
渤海王使仙寿等來朝拜覲。朕有嘉焉。所以加授位階。兼賜祿
物。

渤海国王から日本国王への国際文書のうち、原文の引用とみられる形式で記事化されている例は、『続紀』の限りでは上引の A・B の二例に限定されており、渤海からの第一回使節と第二回使節のもたらしたものである。上引のように A には「上其王書并方物。其詞曰」に続いて、B には「上其王啓并方物。其詞曰」に続いて原文書の引用と思われる記事がある。しかし渤海国王から日本国王への文書は A・B 二通にとどまるのではなく、多数の渤海使がこの種の文書をもたらしたが、『続紀』の限りではその文書を引用して記事化したとみなしうる例は A・B 二例しかない。

A・B に引用された渤海国王からの国際文書には、渤海国王から日本国王への贈呈品の品名と数量が二例ともに明記されている。これが A に「上其王書并方物」とあり、B に「上其王啓并方物」とあるうちの「方物」に相当する。A に「上其王書并方物」、B に「上其王啓并方物」とあるように、「方物」の納入と渤海国王から日本国王への国際文書の提出は、A・B の場合は同時に行なわれている。

渤海使が「方物」(ならびに「信物」)を納入した記事は、C「并貢信物」・D「貢方物」・E2「貢方物」・F2「貢方物」・G1「貢方物」・H2「貢方物」・I1「献方物」と七例があるが、そ

れらは A・B にあったような「其王書」や「其王啓」の提出記事を欠く。つまり上述の七例については、渤海国王からの日本国王への国際文書の提出、したがって日本側での正式な受容が、記事化されていない。

また上掲史料の「方物」の納入記事に注目すれば、それをいくつかの群に分割することができる。すなわち、「上……并方物」|| A・B / 「并貢信物」|| C / 「貢方物」|| D・E2・F2・G1・H2 / 「献方物」|| I1 である。さらに「方物」納入記事直後の記載に注目すれば、「其詞曰」と引用形式の記事 || A・B / 「奏倂」とその内容のみ || C / 「奏曰」とその内容に続く日本側の「詔曰」|| D・E2・H2 / 記事なし || F2・G1 / 「奏曰」とその内容のみ || I1 である。

「記事なし」群の G1 については、G2 にみえるように「渤海王表無礼」であり、G3 にみえるように「却付渤海国信物」と「方物」が返却されており、そのために異例の書式となったと考えられる(これについては後に詳述する)。

F2 については、前年六月三日条に孝謙・道鏡が「国家大事賞罰二柄」の掌握を宣言し、藤原仲麻呂・淳仁と対立を激化させている情勢の下での記事であることが注目される。F2 には渤海使が誰に「方物」を納入したのか明記されていないが、F3・F4・F5 などに仲麻呂・淳仁が積極的に渤海使の処遇に関与していることからみて、淳仁への納入であったと推定できる。謀反人として処分された側への納入記事であるから、例外的な書式と

なった可能性が強い。

さらにFの回の渤海使については、すでに仲麻呂らの新羅征討計画との密接な関連が指摘されており、それとの関係からも例外的な記述となったことが考えられる。⁴⁾ Fの回に関する『統紀』の諸記事は例外中の例外として、本稿では考察の対象外とし、以下にはFに関する分析と論述を省略したい。

その上でG-Iを例外とすれば、「方物」納入記事の記述法ならびに納入記事に続く記述は、A・B/C/D・E・H/Iの四群に分けることができる。この四群の分割の基準が記事の表面的な用字と配列によることを考え、『統紀』が編纂物であることを合わせ考えれば、『統紀』の編纂区分と群区分が一致するのではないかと予想が成立する。

『統紀』の編纂区分は次項に述べるごとく、巻一から巻二〇／巻二一から巻三四／巻三五から巻四〇とするのが、通説でもあるし妥当でもある。これを上記四群と対応させれば、A(巻一〇)・B(巻二三)・C(巻一九)／D(巻二二)・E(巻二二)・G(巻三二)・H(巻三四)／I(巻三五)と区分される。『統紀』の編纂区分と、その渤海使の「方物」納入記事などの表面的な用字や配列による区分が、ある種の一致をみせることは、渤海使の「方物」納入にまつわる記事が史実の単なる羅列ではなく、少なくとも編纂区分毎に一括した整理が実施されたことを示すものである。

そうすればかかる整理は、用字や配列などの記事の表面にとどまるものではなく、「方物」納入に関わる各記事の内容にまで及

んだのではないかという疑問が生じる。ここに渤海関係などの対外関係記事に対する、『統紀』の編纂方針を調べてみる必要が生じる。

二 『統紀』対外関係記事の編纂方針

『統紀』編纂の具体的な姿は周知のごとく、『統紀』撰上の際の二通の上表文を主史料として追求される。これらの上表文によって、『統紀』所収の対外関係記事の編纂方針をみておきたい。

『統紀』巻二一から三四(宝字二年八月から宝龜八年二月)までを撰上した際には、延暦十三年八月一三日の藤原継縄の上表文が付された。それによると、石川名足・上毛野公大川らが詔により編纂した二〇巻の原案があり、それを勅により再編纂して一四巻として撰上した。

その再編纂にあたっては、「以撮機要」・「以補闕漏」・「矯首尾之差違」などが行なわれ、「若其蕃国入朝。非常制勅。語関声教。理畝勸懲。摠而書之。以備故実」(『類聚国史』巻一四七)との方針があった。「蕃国入朝」は「非常制勅」に比肩する重大事であると認識され、「語の声教に關」する限り、また「理の勸懲に畝(＝帰)」する限りは、「摠(總)じてこれを書」し「以て故実に備」える方針であった。

巻二一から三四までの上表文からは、「蕃国入朝」に関係する記事は、「語関声教」・「理畝勸懲」・「以備故実」の基準により検

討が加えられ、あるいは採録が決定されていることがわかる。

「蕃国入朝」に関する資料が一方ではきわめて重大視され、他方では検討・採録の基準が設定されているという事情からは、それらが記事化される際に編纂者の手により、基準に合致する方向への加筆あるいは改変が加えられた可能性が高いことを推測させる。

しかも石川名足らの段階での編纂方針は明らかではないが、名足らと藤原継繩らに巨視的な意味での対外意識に重大な相違があったとは考えられないことからすれば、同じ基準で二度にわたる加筆あるいは改変が加えられた可能性が高いといわざるをえない。もちろんこれは編纂方針というにすぎず、どこまでそれが具体化されているかは、個別の実証的検討が必要であることはいうまでもない。

『統紀』の巻一から二〇（文武元年から宝亨二年七月）までは、すでに完成進上されていた巻二一から四〇までとともに、延暦一六年二月一三日に進上された。その撰上についての同日の菅野真道らの上表文には、直接に対外関係の資料に關説する部分はない。しかし同上表文には、桓武の徳を讃えて「遂使仁被渤海之北。貂種帰心」とあり、「蕃国」への関心を示している（『類従国史』巻一四七）。何よりも菅野真道・秋篠安人は、先の巻二一から三四の撰上にも関係していることからみても、巻一から二〇までの対外関係の記事化も先と同じ方針であったと考えられる。ただ巻一から二〇までは、すでに完成していた「曹案」三〇巻に石川名足・淡海三船・当麻永嗣が第二段階の編纂を加え、さらにその上

に菅野真道らが第三段階の編纂を加え二〇巻としたものである。

第一段階の「曹案」作成者の対外意識、第二段階の石川名足らの対外意識、第三段階の菅野真道らの対外意識は、第一段階と第二段階の時代差による若干の相違はあっても、ほぼ共通すると推定してもよからう。ただし三度にわたる編纂過程での点検が実施されているのであり、これを重視すれば巻一から二〇は、「語関声教」・「理飯勸懲」・「以備故実」の基準が最も厳しく適用されていることになる。

なお、巻三五から四〇までについては、いつ完成進上されたかの詳細は不明である。巻二一から三四までと同様に巻首に藤原継繩らの「奉勅撰」との記載があることなどからみて、巻二一から三四までの完成進上後に完成し、追って進上されたと推測されている。巻一から二〇に関する「曹案」の再編纂者であり、巻二一から三四の原案の編纂者でもあった石川名足は、延暦七年六月一日死去し、その薨伝が巻三九に収められている。名足の仕事が宝龜八年二月までであったことと、彼の死去の時点を含ませ考えれば、宝龜九年一月以降の部分は、藤原継繩らによる一段階のみの編纂であった可能性が強く、充分な推敲が行なわれておらず、いわば稿本的性格が強いと推定される。またこのグループには上表文が伝わらないこと、桓武天皇を「今皇帝」と記すことなどからすれば、このグループに属する諸記事はますます稿本的性格が強いものといえることができる。

対外関係資料は、巻三五から四〇も巻二一から三四までと同様

の方針で記事化された可能性は高いものの、やはり完成と進上についての事情の相違は考慮して置く必要がある。このグループでは藤原種継と早良皇太子の記事の削除・復帰・再削除などが指摘されているが、これも稿本⁽⁶⁾の性格があったためとも考えられる。稿本の性格が指摘できるとすれば、編纂の基本方針が徹底しなかった可能性を考慮しておく必要がある。

以上、『統紀』の対外関係資料は、「語関声教」・「理飯勸懲」の限りで総じて記され「以備故実」する方針により記事化されており、ことに巻二一から三四まではその方針が貫徹しているであろうこと、あるいは巻一から二〇まではそれよりもさらに徹底している可能性のあること、巻三五から四〇は最も方針が貫徹されにくく、かつ稿本の性格があることがわかった。

こうした『統紀』記事の編纂の基準を念頭に置き、さらに石母田や鈴木⁽⁷⁾の提起した貴族層の巨視的な対外意識による歪みを除去しなければ、『統紀』諸記事からは真実の対外関係がうかがえないことになる。

三 巻一から二〇のグループ(A・B・C)について

さらに本稿での『統紀』諸記事の分析の前提について付言しておきたい。『統紀』は一個の編纂物であることはいうまでもないが、その編纂に使用された原史料が具備していたとみるか、あるいは具備していなかったとみるかは、実証不可能な領域に属する

問題である。また原史料が具備していたとしても、具備していなかったとしても、その程度が問題となるから、結局は原史料の具備・不具備は、先験的な前提条件として決定しておく必要がある。

すでに鈴木靖民は、『統紀』の編纂時期には原史料としての「国書」あるいはそのおまかげを伝える記録は、具備していなかったと想定している⁽⁷⁾。もちろん鈴木のように想定することも可能であり、絶えずその可能性は念頭におく必要がある。しかし本稿のように『統紀』を一個の編纂物とみなす分析視角を強調する場合には、具備していない(つまり偶然に残存した)ことを重視するのではなく、原史料が具備していなかったことによる記事の偏在をも必然として分析する必要がある。本稿のごとき分析視角をとる場合に、原史料の偏在による『統紀』記事の偏在説を無視していると批判されても、分析視角による前提の相違という以外にはないことを付言しておきたい。

先に述べたように前掲の諸史料は、A・B・C(巻一から二〇)／D・E・G・H(巻二一から三四)／I(巻三五から四〇)と区分して、史料批判を行なう必要があるが、ここではA・B・Cについて検討する。

A・Bに引用された渤海国王から日本国王への国際文書は、A「武芸啓」・B「欽茂啓」とはじまる。このように名からはじまるか、「某啓」のようににはじまる文書は、別の部分に称号(身分)や名が記されるのが一般的である。宝龜三年二月二十八日条の日本国王から渤海国王への国際文書は、同回の渤海国王からの「来

書」は「日下不注官品姓名」であり、「書尾虚陳天孫僧号」であったと渤海を責めている。これからすればA・Bの回の渤海国王からの国際文書にもどこかに、日付と官品姓名あるいは自称号などが記されていた。また宝龜三年二月二十八日条は、神龜四年來国の渤海使を派遣した渤海国王（Aにまつわるもの）を、「左金吾衛大將軍渤海郡王」と記す。この称号はAに関する諸記事にはみえないもので、おそらくAに引用された渤海国王の国際文書のどこかに記されていたと考えられる。AやBの引用部分にはそうしたものが省略されていることは、引用史料にみられるとおりである。

つまりA・Bは厳密に言えば、渤海国王の「啓」文書の全体が引用されているわけではない。以上のことはささいな書式の問題と思われるかもしれないが、書式をめぐって日本側はしばしば渤海と対立を起しているのであり、上の宝龜三年二月二十八日条も「今省來書。頓改父道」と渤海を責めているのである。対立の焦点である書式の全体を正確に引用していないということは、その内容についてもどこまで全体を正確に引用しているかという疑問を惹起する。しかしこの疑問へのこれ以上の論及は、主観的判断に陥る可能性が強いので、ここではこうした疑問もあるという指摘にとどめておき、一応は引用内容についてはさほど大幅な改変が加えられていないものとみて、論を進めることにしたい。

渤海国王から日本国王への文書がA・Bのごとく「啓」形式であることについては、石井正敏は『大唐創業起居注』巻一により

「啓」は下達上の意義を持つとし、山田英雄は唐代の書儀との関連を考察した。⁹⁾両者ともに日本国内の「啓」形式の例についての論及がないが、日本が「啓」形式の文書を受け取ったとすれば、必ずやそれは国内での同形式の文書と対比されて評価されたはずである。

『統紀』宝龜元年一〇月八日条には「先是。去九月七日。右大臣從二位兼中衛大將勳二等吉備朝臣眞備上啓。乞骸骨曰。（中略）謹詣春宮路左。奉啓陳乞。以聞」とあり、続く部分には「至是。詔報曰。昨省奉表」とある。致仕を請う文書に「啓」形式を使用しているが、それが「表」の形式に合致したものとみなされている。したがって、渤海国王の「啓」も形式が整えば、「表」つまり上表文とみなしうるものであったことになる。たとえばもしA・Bの冒頭が「臣武芸啓」・「臣欽茂啓」などとあれば、それは上表文と日本側に認識されたであろう。しかしA・Bはそうなっておらず、上表文形式ではない（後に詳述する）。

渤海国王からの国際文書を引用形式で記事化したA・Bに比し、Cは国際文書を引用した形式で記事化したものではない。Cは「渤海使輔国大將軍慕施蒙等拜朝。并貢信物。奏儀。渤海国王言。日本照臨天皇朝」と、渤海使の「奏」として記事化されている。Cに酷似する形式で記事化されている例は新羅使にもみられ、勝宝四年六月一四日条に「新羅王子金泰康等拜朝。并貢調。因奏曰。新羅国王言。日本照臨天皇朝廷（後略）」とある。新羅との交渉は本稿の対象外なので論証は省略するが、新羅国王から日本国王

への国際文書は、この時期にはみられない。

渤海国王からの国際文書と渤海使の「奏」との関係は、関係史料の多い次項で考察することとし、ここではCには渤海国王からの国際文書がなぜ、AやBのように引用形式で記事化されなかったかを考えておきたい。

Cの渤海使の帰国に関する記事は、次掲のAである。

ア勝宝五年六月八日条

慕施蒙等還国。賜璽書曰。天皇敬問渤海国王。朕以寡德。虔奉宝图。亭毒黎民。照臨八極。王僻居海外。遠使入朝。丹心至明。深可嘉尚。但省来啓。無称臣名。仍尋高麗旧記。国平之日。上表文云。族惟兄弟。義則君臣。或乞援兵。或賀踐祚。修朝聘之恒式。効忠款之懇誠。故先朝善其貞節。待以殊恩。采命之隆。日新無絶。想所知之。何假一二言也。由是。先廻之後。既賜勅書。何其今歲之朝。重無上表。以礼進退。彼此共同。王熟思之。季夏甚熱。比無恙也。使人今還。指宣往意。并賜物如別。

この記事の「璽書」は日本国王から渤海国王への国際文書であり、本稿の対象外であるので、詳しい内容の検討は避けた。簡単にその内容をみると、渤海国王からの国際文書が「無称臣名」であり、それは「高麗旧記」の「上表文」の「義則君臣」として「修朝聘之恒式」としてきたことに相違しており、そのことは「先廻之後」の「既賜勅書」に指摘したのに、「何其今歲之朝」に「重無上表」であるのかと、渤海国王を責めている。つまりBは上表

文形式ではないと日本側は認識しており、同形式のAもまた上表文形式ではないと認識されていた。Bの回以降日本国王は渤海国王に、「臣名」を明記した上表文形式による国際文書を、強く要求しているのである。

A・Bが上表文形式でないことは既述のとおりで、Cの渤海使のもたらした渤海国王からの国際文書もまた、「重無上表」とあるように上表文形式ではなかった。日本側は前回（Bに相当）に「勅書」で渤海国王からの国際文書は上表文形式によることを要求したのに、またはや渤海国王からは上表文形式によらない国際文書がもたらされた。日本側の「上表」の要求の政策からみて、「上表」ならざる渤海国王からの国際文書の正式の受容は、できれば避けたい性質のものであった。さりとて国際文書の形式上の理由だけで断交にいたるとすれば、新羅の場合にはこの時期には国王からの国際文書自体がないのに交渉を継続していることからしても、不都合であった。そこで渤海国王からの国際文書は、正式の受容の形では記録しないことにしたと考えられる。そこでCのごとき記事形式が、案出されることとなった。

正式の受容の形では記録しないという場合、記録の背後では正式に受容したのか、しなかったのかが問題となる。渤海国王からの国際文書を「渤海王表無礼」として、渤海使に「表函」を返却しようとした例がG2である。G2に「不収其表」と明記するところからみて、上表文形式によらなくとも「無礼」ではない場合は、「収」されたとみられる。したがってCの場合も、渤海国王

からの国際文書が「上表」ならざることについての日本側の不快はあっても、アには「不収」の処置を取ったとは記されておらず、「収」されたことになる。つまり正式に受容されているのであり、CはAやBと同様に「上其王書并方物」や「上其王啓并方物」という記事化がなされてもおかしくない。ところがCには「収」されたはずの「其王書（啓）」に関する記述はまったくなく、「并貢信物。奏俚」となっている。

一方、渤海側の視点から考えれば、いかに日本側が不快であれ、日本側に「収」された国際文書は、公式に受容されたものである。結局、日本側がどう記録しようと、正式の受容があったことは間違いない。このことを当時の権力が認識していなかったとは考えられず、記録するかしないかは日本国内に向けての配慮の問題にすぎなかった。

事実として行なわれたのはCの場合も、AやBと同様に渤海国王からの国際文書の提出と方物の納入などであった。それを記録する段階で、日本国内に向けて「上表」ならざる国際文書の正式受容を認めていないことを示すために、国際文書の提出⇨受容の記録を省略した。なお使者の「奏」が実際に行なわれたかどうかは、次項で検討するが、実際に行なわれた国際文書の提出⇨受容がCに省略されたのは、第一項に述べた『統紀』の編纂基準の「以備故実」などが、強く働いているためである。

ちなみにA・Bはともに「上表」ならざる国際文書であるが、それらがCとは異なり原文書の引用形式で記事化されているのは、

Aが武芸（武王）の日本への最初の国際文書であり、Bが欽茂（文王）のそれであるためである。なお文王の在位は七九四年（延暦三）までで、『統紀』の収録末年を越えている。

四 巻二一から三四のグループ(D・E・G・H)について

D・E・G・Hについては、渤海国王からの国際文書を引用した例は一例もなく、また同文書の提出を直接記述した例もない。第一項にみたように例外であるGを除いてD・E・Hのすべてが、「貢方物。奏曰」の形式で統一されている。G1は「奏曰」の伴わない例外記事であるが、「奏曰」が伴わない理由を考えてみた。

宝龜三年一月三日G1のように、渤海使は「貢方物」をした。一月一六日G2のように「是日」渤海使が「所上之表」は「違例無礼」であり「由茲不収其表」と渤海使に告げたが、「先是」にすでに渤海使に対して「渤海王表無礼」を「責問」している。一旦G1で受領された「方物」は、G3のように一月一九日「渤海国信物」として渤海使に返却された。

もし渤海国王からの国際文書の提出（G2の「表」の「所上」）が「貢方物」に先行するものなら、提出された国際文書を受容した段階で無礼かどうか判断されるから、G1のごとき「貢方物」だけの儀式は行なわれない。「貢方物」の事後に国際文書の提出が行なわれることは、A・Bのように国際文書に贈呈品

〔方物〕・〔信物〕の品目・数量が記されている以上、ありえない。したがってG2の「先是」とは、「貢方物」と同時の国際文書の提出時以降のある時点であり、やはりGの場合もA・Bの例と同様に、国際文書と「方物」の提出は同時であった。A・B・Gからして国際文書の提出と「貢方物」とは同時の行為であり、Cの場合の「并貢信物。奏僂」について述べたのと同じく、G1の「貢方物」記事には、実際に行なわれた国際文書の提出に関する記述が省略されているとみざるをえない。

正規の渤海使のもたらした渤海国王からの国際文書を、「無礼」として返却しようとした例は、『統紀』の限りではGの一例のみである。G以外の場合には「貢方物」(C「貢信物」・I「献方物」)には、すべて「奏曰」(C「奏僂」)が付属する。ということは、渤海国王からの国際文書を受容した際には「奏曰」(「奏僂」)の記載があり、受容しなかった場合には「奏曰」の記載がないという見通しがえられる。G1に「奏曰」記事がない理由は、一応はそう考えられる。

そうだとすれば渤海使は、必ず渤海国王からの国際文書を持参したのであろうか。これについては別に検討を要する。まず渤海国王からの国際文書を持参したことが確実な例をあげよう。

A・Bは同文書が引用形式で記事化されており、CはAに「来啓」とあり、渤海使が同文書を持参したことは確実である。

Dは文中に「令齋表文」とあり、同文書の存在は確認できる。

GはG2に「渤海王表無礼」が問題となっており、持参したこ

とは疑えない。

以上の五例が渤海国王からの国際文書を持参した確実な例である。

以上の五例に共通する特色を、周辺記事に求めてみたい。

Aの渤海使に対しては神龜五年四月一六日条に「仍賜其王璽書曰」として、「天皇敬問渤海郡王」にはじまる日本国王から渤海国王への国際文書が、原文書の引用の形式で記事化されている。

Bについてはアの文中に「先廻之後。既賜勅書」とあるように、渤海国王からの国際文書に対応する日本国王からの国際文書(「勅書」)があった。

Cの渤海使に対してはアとして掲げたような、原文書の引用形式での日本国王からの国際文書の記事がある。

Dについては宝字三年二月一日条に「賜高麗王書曰」として、原文書の引用形式での日本国王からの国際文書の記事がある。

Gについては宝龜三年二月二八日条に「賜渤海王書云」として、原文書の引用形式での日本国王からの国際文書の記事がある。

このように渤海国王からの国際文書の存在が確実な五例に対しては、例外なく日本国王からの国際文書が存在する。

日本国王から渤海国王への国際文書が引用形式で記事化されている例は、以上の五例だけではない。Hに関係しては宝龜八年五月二三日条に、原文の引用形式での記事がある。さらにIに関係しては宝龜一〇年二月二日条に「渤海使還国。賜其王璽書。并附信物」とあり、引用形式では記事化されていないものの、日本国

王からの国際文書の存在は確実である。H・Iの場合には『続紀』記事からは渤海国王からの国際文書の存在は確認できないが、日本国王からの国際文書が対応すべき対象として、渤海国王からの国際文書が存在したと推定できる。

以上によってA・B・C・D・Gには確実に、H・Iには推定として、渤海国王から日本国王への国際文書が存在し、それに対応する日本国王から渤海国王への国際文書も存在する。

A・B・C・D・G・H・Iのうち、A・Bには渤海国王からの国際文書の提出が記事化されているが、渤海使の「奏曰」などの記事がない。これに対しC・D・H・Iには、渤海国王からの国際文書の提出は記事化されていないが、渤海使の「奏曰」(C「奏備」)記事が付属する。Gにのみ「奏曰」記事がないのは、やはり渤海国王からの国際文書が日本側に受容されなかったためと結論できる。つまり渤海国王からの国際文書を受容した場合には、必ず「奏曰」記事が付属することになる。

それでは逆に「奏曰」記事があれば必ず渤海国王からの国際文書が存在するかといえば、それはそれで検討を要する。「奏曰」記事がありながら上のA・B・C・D・H・Iの例に入らない、つまり渤海国王からの国際文書の存在の確率が低い例は、Eの場合である。Eに関係する周辺記事からは、日本国王からの国際文書の存在は推定できず、したがって渤海国王からの国際文書の存在も推定できないが、E2には「奏曰」記事がある。Eの渤海使はE1に引用形式で記されているように、渤海の「中台牒」を持

参しており、その「中台牒」の受容を示す記事が「奏曰」記事であると考えられる。

渤海の「中台牒」も、渤海国王からの国際文書も、ともに渤海からの国際文書と一括することができる。したがって渤海からの国際文書の提出と日本側の受容があった場合には、必ず「奏曰」(「奏備」)として記事化されていることになる。

次に問題となるのは「奏曰」に続く部分の記述形式である。すでにこの問題は山田英雄によって注意されている^⑩。山田は、C・D・E2・I1などに「渤海王言」・「高麗国王大欽茂言」・「国王大欽茂言」・「渤海国王言」などとあるのは、正式の「国書」ではなく使者の「奏」であって、Aの「武芸啓」とBの「欽茂啓」とは、厳密には区別すべきであるという。この山田の指摘はきわめて正しいが、山田はこう指摘しただけで、具体的にそれを展開しなかった。この問題を追求してみたい。

「奏備」・「奏曰」に続く文言をみると、上に山田説を紹介して触れたように「渤海国王言」などとH2を除く例では、「(某)言」形式の記事となっている。『続紀』には多くの「(某)言」形式の上表文があり、中国でも「(某)言」は上表文の書式である。ただし上表文には通常は呈上先を莊重に讃える文言が付属するが、渤海国王の「言」以下にはそれを欠く例が多い。

この点では『続紀』に例の多い例えば「越前国言。飢」(文武二年三月七日条)のような、諸国からの報告記事の「言」と共通する用語とみても差し支えない。これら諸国は中央政府に所属し

「言」上・上申しているのであり、これら諸国と同じ位置に渤海国王を置こうとする日本側の認識が、この「言」の用語に表わされている。

「言」を上表文形式の用語とみても、上申報告文の用語とみても、「渤海国王」言形式による記事化は、渤海が日本に所属し日本より下位に位置することを意図的に示すためのものである。かかる形式によって渤海使が使の旨を「奏」したとの記事化が行なわれたのであるが、実際に使者が「奏」することがあったかどうかについて、次に検討する。

すでに述べたようにGの場合をみると、G1が「貢方物」記事のみで「奏曰」記事を欠いており、これはこの時の渤海国王からの国際文書が受容されなかったためであった。もし渤海使の「奏」が渤海国王からの国際文書とは相対的に独自に行なわれるものなら、G1にも「奏曰」記事が付属したはずであるがそうならない。このことから考えれば、渤海使の「奏」は実際には行なわれなかった可能性が強い。そうだとすれば「奏曰」の内容は、渤海からの国際文書の内容を、日本側が適宜に記事化したものである。

H2の渤海使の「奏」をみると、この渤海使は「聖皇新臨天下。不勝歡慶」のために派遣されたことのみがみえる。この渤海使の来国記事のH1に「賀我即位。并赴彼国王妃之喪」とあるように、日本国王の即位の慶賀と渤海王妃の告喪のふたつの目的で派遣されてきたものである。この渤海使の帰国に際しての日本国王から

の国際文書（宝龜八年五月三日条）にも、渤海使の「来賀踐祚」についてと「弔彼国王后喪」についてのふたつが記されている。

この渤海使がもたらした渤海国王の国際文書が二通であったかどうかはともかくとして、ふたつの事項を述べたものであったことは確かである。使者が実際に「奏」したとすれば、必ずふたつについて「奏」しているはずである。それがH2のように片方の事項のみの「奏」になっているのは、実際に行なわれた「奏」の記録を記事化する段階で他方を省略したものであるというより、渤海使が実際に「奏」すること自体がなかった結果と推定される。

Eの渤海使の場合をみると、その来国記事のE1には渤海の「中台牒」が引用され、日本の派遣した「迎藤原河清使」を渤海が二分して、一方を渤海からの使者をそえて唐へ派遣し、一方は渤海からの事情説明の使者をそえて日本に送還することが記されている。この渤海の「中台牒」は、「大唐祿山」・「思明」の人名表記法や、二組の渤海使とともに「此使」とのみ書いて官名姓名を省略していることからみて、原文そのままの引用ではない。ただしこの「中台牒」には、日本から派遣された迎藤原河清使に対する渤海の処遇や、日本への渤海使派遣の目的が比較的詳しく述べられている。

E2の渤海使の「奏」は「国王大欽茂言」と「某言」形式により、「為献日本朝遣唐大使特進兼秘書監藤原朝臣河清上表并恒貢物」と派遣の目的が記されている。この渤海使はE1の「中台牒」に日本に事情を「通報委曲」させる目的で派遣する旨が記

されており、E2の「奏」の場面こそ「通報委曲」するにふさわしい。しかるに「奏」の場で事情が「通報委曲」された様子がかげえないことは、E2の記事にみる通りである。また「中台牒」が上述のごとく比較的细节であったと推定され、使者の派遣目的まで記していることからすれば、「中台牒」以外に別に国王啓などの類の国際文書があった可能性は少ない。また既述のごとくEの渤海使には日本国王からの国際文書が与えられなかったが、これは渤海国王から日本国王への国際文書がもたらされていないことを推定させた。この推定が正しいとすれば、E2の「国王大欽茂言」の「奏」は裏付けとなる渤海国王文書がないこととなる。渤海使の「奏」は渤海国王からの国際文書という根拠もないのに、「渤海国王言」という形で記事化されていることになる。

国王からの国際文書に基づく根拠もなく使者の「奏」が行なわれたとすれば、「奏」は実際に行なわれたとしても、実質的な意味を持たない形式的な儀式に過ぎないことになる。形式的な儀式であれば、あたかもそこで使者が「奏」したかのように記事化されている「奏曰」以下の記事は、日本側の手によって造作されたに過ぎないことになる。なおE1の「中台牒」には、E2にみえる「藤原朝臣河清上表文」のことが記されていないが、それはE1が上述のごとく「中台牒」の原文のままの引用記事ではないためである。

以上のように渤海使の「奏」は、実際に行なわれた儀式ではない可能性が高い。これはあくまで可能性の問題であるから、逆に

渤海使の「奏」が実行されていたと想定して、さらに考えておきたい。「奏倂・奏曰」という書式は、口頭によるとも文書を読み上げたとも解しうるものであるが、具体的に考えてみよう。

渤海使が口頭で奏したとすれば、渤海語で奏したと理解するのが一般的であり（渤海使に通訳が伴うことは宝龜一〇年十一月一〇日条などにみえる）、翻訳された日本語を日本側の記録者が記録にとどめることになる。この場合、記録者つまり日本側の主観によって記録されることになる。また渤海使が文書を作成しそれを読み上げる形式と推測した場合は、渤海使は自由意志で文書を作成するとは考えられず、文書自体が日本側の意向を強く受けたものにならざるをえない。いずれの場合を考えても、渤海使の「奏」の内容についての記事は日本側の主観を色濃く反映したものであり、渤海使の「奏」が実際に行なわれたと仮定しても、渤海の主體的な「奏」が忠実に記録されたものとはいえない。

以上のようにD・E・Hの諸記事では、渤海からの国際文書を引用形式で記事化する代わりに、渤海使の「奏」という形で「渤海国王言」などという形式によって、渤海使の来国目的を記事化した。その記事化にあたっては日本側の論理が優先されおり、必ずしも渤海側が意図した派遣目的とは一致するとは限らないことがわかった。

かかる形式による最初の記事は、DではなくCの『統紀』巻一九の記事である。渤海国王からの国際文書の形式が日本側からの要求にもかかわらず「上表」形式でなかったために、その国際文

書の引用による記事化ができなかった。「上表」ならざる国際文書の提出、したがって日本側からいえばその受容も記事化できず、それに代わるものとして使者の「奏」を記事化した。その記事化にあたっては「渤海国王言」などの上表文形式あるいは上申文書形式を採用することによって、あたかも渤海国王からの国際文書がそのような形式で記されているかのごとく記事化した。

これらはいずれも、「語関声教」・「理販勸懲」・「以備故実」の『統紀』編纂の基準に合致するものであったことは、いうまでもない。

五 卷三五から四〇グループ(Ⅰ)について

前のグループのD・E2・H2は、「貢方物。奏曰」の形式で統一されており、異例記事のG1の場合でさえ「貢方物」の用字では一致する。I1が「献方物。奏曰」と用字が異なっているのは、『統紀』編纂による区分が異なるためである。

Iが異例なのはその点にとどまらない。すでに述べたように例外的Gを除いて「貢方物。奏曰」と同日条に、渤海使の「奏」に対応する形でD「詔曰」・E2「詔曰」・H2「詔曰」と、日本側の「詔」が記されている。I1にはこの「詔」が付属しない。これもやはり、属するグループの相違のためとできるかどうかは、問題である。これに関して中野高行は、D・E2・H2などの「詔」を「対蕃使詔」とよび検討を加えている⁽¹⁾。中野は「対蕃使

詔」は、蕃使の言上や奏上に対してその場で出されるから、文書を下賜したものではなく、口頭によるという。

中野のこの理解の背後には九世紀の豊楽殿での渤海使に対する一月七日の儀式の理解があるが、一月七日の儀式はI2にみえるごとく「加授位階」に関するものである。中野の引用する『内裏式』・『内裏儀式』・『儀式』のいずれにも、その際に宣せられる宣命中に「冠位上賜」とあり、位階授与に関する儀式であることは確認できる。位階授与の儀式をもって、「対蕃使詔」のすべてを律することはできない。ただし、口頭であるか文書であるかは、本稿ではこれ以上論及しない。本稿にとっては、口頭であるか文書であるかは、以下に述べるように問題ではないからである。

中野は別稿で、「対蕃使詔」と「慰勞詔書」(日本国王から外国王への国際文書)の関係を分析している⁽²⁾。中野の分析の対象には、D・H2が含まれている。中野は「慰勞詔書」は「対蕃使詔」の内容をほぼそのまま成文化しているという。本稿では日本から渤海への国際文書は分析の対象外であるので、詳しい検討は省略するが、中野のこの結論を支持しておきたい。

渤海使への「詔」の内容と日本国王から渤海への国際文書の内容の関係を中野のように結論できるとすれば、渤海使への「詔」は口頭であれ文書であれ、その場ですぐに出されるような単純な性質のものではない。後日に渤海に伝達される日本国王から渤海国王への国際文書、つまり日本の国家意志と一致するものでなければならず、慎重に検討される性質のものである。『統紀』は渤海

海使の「奏」に対し、即刻に日本側が答える形で「詔」を記事化しているが、これは後日に決定した日本から渤海への国際文書の内容（日本の国家意志）を、『統紀』編纂にあたって「詔」として渤海使の「奏」の条に付したものとみざるをえない。

本稿の対象外なので深い論及は避けるが、日本国王からのアなどに類する渤海国王への国際文書（中野のいう「慰勞詔書」）が渤海国王に与えられた記事は、すでに触れたように『統紀』の限りでは七例がある（うちCとIに関する二例は内容不明）。そのうちで日本国王から渤海国王への国際文書の作成時点をうかがわせる例は、Gに求められる。

Gの場合の「渤海王表無礼」は、渤海使の「貢方物」と同時の「渤海王表」の提出（つまりは渤海使の「奏」）の時点の直後に判明するはずである。渤海使の「奏」に対する日本側の即座の対応が「詔」（「対蕃使詔」）であれば、G Iには「貢方物」と「奏」が記録され、同日条に「詔」として「渤海国王表無礼」が記されているはずである。G Iが「貢方物」のみを記し他には何も記さないのは、既述のように渤海使の「奏」は実際には行なわれていない可能性の高いことと、口頭にせよ文書にせよ「詔」に類するものが、その場で即座に渤海使に与えられることはなかったことを示している。つまりGの場合に「渤海王表無礼」と日本側が判断した時点は、それを渤海使に告げた一月一六日の「先是」ではあるが、少なくとも「貢方物」と同日の一月三日ではない。

これを傍証するのはIの場合であり、I Iの「献方物。奏日」

の記事には日本側の「詔」が付属しない。これと対応するように、この回の渤海使に付された日本国王からの国際文書は、宝龜一〇年二月二日条に「渤海使還国。賜其王璽書。并附信物」とのみ記されており、「璽書」の内容が引用されていない。つまり逆に考えれば、「璽書」の内容が不明の場合には、「奏」に対する「詔」記事が作製できないことを示す例である。Iの属する卷三五から四〇のグループは撰上の上表文がないことなどから稿本的性格があるとのべたが、これを合わせ考えれば一層、「奏日」に続けて記される日本側の「詔」が後から記事化された傍証とすることができる。

なおI 2には日本側の「詔」がみえるが、これは渤海使に対する位階加授と賜祿に関するものであり、D・E・Hの「詔」（中野のいう「対蕃使詔」）とは、性格を異にする。I 2は渤海国王からの国際文書が日本側に受容されたことを示す記事とみることができるが、この段階ではまだ渤海国王からの国際文書に対する、日本側の国家意志の決定は行なわれていないと考えられる。

以上のように渤海使の「奏日」記事に付属する日本側の「詔」記事は、実際に即日に行なわれたことを記事化したものではない。後に日本国王から渤海国王へ出される国際文書の内容が決定した段階で、その大要をあたかも渤海使の「奏」の同日に返答したかのごとく記事化したものである。かかる記事化も、『統紀』の編纂基準に合致するものであった。

まとめにかえて

『統紀』に記載された限りでは正規の渤海使は、Fを検討の対象外とすれば、Eの一例を除いて他の七例のすべてが渤海国王から日本国王への国際文書を持参した。Eの場合も渤海の中台牒を持参しており、例外なく渤海からの国際文書を持参している。それら国際文書のうちで渤海国王からの国際文書が引用形式で記事化されたのは、武王の第一回のもの（A）と文王の第一回のもの（B）であった。渤海中台牒もまた引用形式で記事化された（E¹）。

Eを含む八例のうち、A・Bの二例は渤海国王からの国際文書の正式な日本側への提出を記しており、したがって日本側の正式な受容が記されているといえる。残る六例のうち、日本側が渤海国王からの国際文書の受容を「無礼」として拒絶したG以外は、五例すべてに「奏曰」記事（奏倂を含む）が付属する。「奏曰」記事は、渤海からの国際文書の正式の提出（したがってその日本側の正式な受容）を示す記事の代替記事であった。

渤海使の「奏」は実際には行なわれなかった可能性が高いが、逆に行なわれたと仮定しても「奏曰」記事の内容は多分に日本側の主観によるものであり、渤海の主體的な使者派遣の目的と必ずしも一致するものではなかった。

「奏曰」記事のある五例を、『統紀』の編纂区分により分類す

ば、C/D・E・H/Iとなる。D・E・Hには「奏曰」記事に連続して日本側の「詔」記事があるが、CとIには「詔」記事が付属しない。つまり「奏」に対する「詔」記事は、巻二から三四の区分にのみみられるものである。Iの場合には「詔」記事が作製できない事情があったことは、すでに述べた。Cの場合に「詔」記事がないのは、編纂区分が相違するためであるが、これも「詔」が実際にはなかったことの例証である。D・E・Hに「奏曰」記事に「詔」記事が連続することは、『統紀』がそのように記事化したにすぎず、史実ではない。

また渤海国王からの国際文書を持参した七例については、すべてそれに対応する日本国王から渤海国王への国際文書の存在が確認できる。

『統紀』のやや微視的な史料批判により判明した以上のことを、日本国内における渤海との国際交渉の文脈に即して述べておきたい。

日本側はAに示した史料のように、渤海国王からの国際文書に上表文形式を要求した。しかしその要求には渤海側は従わなかったが、Gのように明らかに「無礼」な形式でなければ、渤海国王からの国際文書は受容し、それに対する日本国王からの返書的な国際文書が出されるのが常であった。上表文形式の国際文書を要求した点には、日本支配者層の「東亜の小帝国」意識はうかがえるものの、実際の場面ではそれが貫徹されなくとも断交をするわけではなく、支配者層にはより現実的な国際感覚があった。

むしろ「東亜の小帝国」意識は『続紀』編者に強く働いており、それに基づく記事化が行なわれている。⁽¹³⁾たとえば上表文形式でない国際文書の正式の受容のほとんどを記事化していないことや、後日に決定された日本の国家意志を、あたかも渤海使からの国際文書の提出の即日に応答したかのごとき記事化がそれであった。なお最後に次の点を付言しておきたい。

渤海国王からの国際文書Aには「武芸当列国。濫惣諸蕃」とあり、Bには「欽茂。濫惣如始」とあって、渤海国王もまた中国に朝貢しながら周辺国を隷属させようとする国際意識を持っている。つまり「東亜の小帝国」を目標としている。

新羅国王は例えば『三国史記』景德王元年(七四二)一〇月条に、「日本国使至。不納」とあるように、日本からの使者の納・不納を決定した。つまり日本を自国に使者を派遣すべき国とみなしており、周辺国を隷属させようとした。もちろん一方では中国に朝貢しており、新羅国王もまた「東亜の小帝国」を目標した。石母田のいう「東亜の小帝国」意識は、日本の支配者に固有のものではない。これを日本に固有のものとして、当時の国際関係を分析する方法論は、悪しき日本特殊論にすぎず、充分の注意が必要である。

注

- (1) 石母田正「日本古代における国際意識について」(同『日本古代国家論・第一部』一九七三年・岩波書店/原論文は一九六二年)。

引用部分は同書三一九頁。

- (2) 石母田正「天皇と諸蕃」(『前掲書』/原論文は一九六二年)
- (3) 鈴木靖民「奈良時代における対外意識」(同『古代対外関係史の研究』一九八五年・吉川弘文館/原論文は一九六九年) 引用部分は同書一八〇頁。
- (4) 石井正敏「初期日渤海交渉における一問題―新羅征討計画の中止との関連をめぐって―」(森克己古稀記念会『対外関係と政治文化・第一』一九七四年・吉川弘文館)
- (5) 坂本太郎『六国史』(一九七〇年・吉川弘文館)
- (6) 坂本太郎(5)
- (7) 鈴木靖民(3)
- (8) 石井正敏「第一回渤海国書について」(日本歴史三七号・一九七五年)
- (9) 山田英雄「日・唐・羅・渤海の国書について」(同『日本古代史攷』岩波書店・一九八七年/原論文は一九七四年)
- (10) 山田英雄(9)
- (11) 中野高行「慰勞詔書に関する基礎的考察」(古文書研究二三号・一九八四年)
- (12) 中野高行「慰勞詔書と『対蕃使詔』の関係について」(古文書研究二七号・一九八七年)
- (13) 『続紀』は日本と唐の間に交換された国際文書を、一通も記事化していない。ここにも『続紀』編者の国際意識が投影されている。この問題については、『東洋文化学科年報』第六号で扱ったので参照されたい。